

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
1	全体		(軽微な修正) 誤字・脱字修正 軽微な時点修正 その他軽微な修正	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容に影響しない軽微な修正を必要に応じて行います。 	有
2	全体		(和暦・西暦表記) 計画書の年の表記については、西暦への対応が必要ではないでしょうか。 (西暦を先に記載し、元号を後に括弧書きにした方がよい。)	<ul style="list-style-type: none"> 市の取扱いに基づき元号と西暦を併記する形で表記しています。 	無
3	全体		主語、述語の関係を明確にすべき。 誰が、何をするのかを明記しなければ、計画に具体性が無くなってしまうため、修正すべき。 記載されている箇所、されていない箇所があり、本計画全体で統一すべき。 国立市が実施する事業の場合 例) 整備 → 整備を推進 民間、国、都等が実施する事業の場合 例) 整備 → 整備を促進	<ul style="list-style-type: none"> 表記が、複数の都市計画道路を列記していたり、また、1つの路線で複数の施行者がある部分もあります。 原則、文中について都施行は「促進」、市施行は「推進」と表記します。 方針図では、都市計画道路関係では他の事業などと表記が不統一となるため、「整備」とし、JR南武線の連続立体交差事業では、「促進」と表記します。 	有
4	序章 1	図表-1 国立市都市計画マスタープランの計画体系上の位置づけ	「第四次事業化計画（東京都）」に基づいて都市計画道路の取扱変更を実施しているのであれば、「国立市都市計画マスタープランの計画体系上の位置づけ」において、「第四次事業化計画（東京都）」を記載すべきではないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランに関係する個別計画は多岐にわたります。すべての計画を掲載することはできませんので、市の代表的な個別計画を列記しているものです。 名称を、「主な関連する個別計画」と修正します。 	有

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
5	序章 5	(2) 将来人口	将来人口について、(8万人が) 快適に暮らせるまちづくりの推進という考え方から、(7万4,000人を) 堅持できるまちづくりという考え方に見直した概念を教えてください。 また、その概念がわかるような工夫をした方がよいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> 将来人口が減少することは、都市としての活力を失うこととなります。その意味で目標を、快適で、かつ目標的な人口として7万4,000人を設定しています。 表現を見直し、「堅持し、都市活力の維持と快適な都市環境の維持ができるよう、…」と修正します。 	有
6	1章 4～6	図表1-3-1、説明文 図表1-3-2、説明文 図表1-3-3、説明文 図表1-3-4、説明文	人口最新（H30.1.1）の反映及び修正。	<ul style="list-style-type: none"> 人口データの把握ができるため、修正します。 	有
7	2章 5	①〇都市拠点	文化芸術条例の趣旨を、都市マスにも反映すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘をうけて、…「文化・交流機能等」…を、…「文化芸術・交流機能等」…に言い換えます。 	有
8	2章 6	③〇商業系市街地	文化芸術条例の趣旨を、都市マスにも反映すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘をうけて、…「文化・交流機能等」…を、…「文化芸術・交流機能等」…に言い換えます。 	有
9	2章 7	図表2-4 将来都市構造図	現行のマスタープランに「水と緑のふれあい空間」が位置づけられていましたが、削除されています。 市の事前の説明では、『民間施設として活用されているため、図表から削除』とのことですが、民有施設でも「水と緑のふれあい空間」は成り立つと思います。 底地は市有地で賃料をとっているとのことですので、引き続き「水と緑のふれあい空間」と位置づけ、現行どおり、具現化を希望します。	<ul style="list-style-type: none"> 「水と緑のふれあい空間」の実現を目指して現行の都市マスに位置づけられていましたが、用地取得の経緯や地元対応の経緯を経て、現在の土地利用がされています。 当該地の土地利用においては既に民間施設として活用されており、今後も再整備の計画はないため削除したものです。 	無

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
10	3章 7	<施策の進捗状況を測定するための指標>	(時点修正) 「平成28年1月1日」を「平成30(2018)年1月1日」にする。 「30地区」を「31地区」にする。	<ul style="list-style-type: none"> 人口データの把握ができるため、修正します。 町名地番変更による修正。 	有
11	3章 8	②ア. 魅力ある商業ゾーン	文化芸術条例の趣旨を、都市マスにも反映すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘をうけて、…「文化・交流機能等」…を、…「文化芸術・交流機能等」…に言い換えます。 	有
12	3章 9	②谷保駅及び矢川駅周辺の地域拠点の形成 下から2行目	下から2行目の「さらに、駅前広場等の整備にあたっては」とあるが、谷保駅北口と矢川駅北口は、駅広整備済である。この記述では、何をするのか分からないので、もう少し具体的にします。	<ul style="list-style-type: none"> 文脈を、「…適正な土地利用の誘導を図り、駅前広場等の…」と修正します。 	有
13	3章 13他	図表3-1-3 「地域特性にあわせた土地利用」の方針図	団地ゾーンの色が、素案では濃いオレンジ色になっていますが、緑が多い団地を示す色というイメージとは違うように思います。山吹色にするなど、見直しを図ってはどうでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 団地ゾーンの色調については、ご意見を踏まえ、他との色あい・見え方を検討した結果、修正をおこないます。 	有
14	3章 15	水と緑と生き物を大切にするまちづくり 22行目（〇5つ目）	多摩川の水質改善には、北多摩二号以外の水再生センターも寄与しているため、「等」を追記すべきです。「かつての清流が復活」という表現は消去すべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘をうけて、 「等」を追記します。 …「現在はかつての清流が復活しています。」を、…「矢川においては、かつての清流が復活しています。」と修正します。 	有

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
15	3章 19、 21、 44	③公園・緑地の機能充 実 図表3-2-2 緑と公園等の整備方針 図 図表3-5-4 道路体系の整備方針図	「道路体系の整備方針図」では、都市計画道路について、優先整備路線・見直し路線といった優先順位付けがされていますが、「緑と公園等の整備方針図」ではそのような記載はありません。なぜ差異があるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園・緑地の優先整備区域は、国立市内では、城山公園の一部に限られています。ご指摘を受け、施策中に以下のとおり追記します。 【施策3】③公園緑地の機能充実（文末記載） 「城山公園の一部は、都市計画公園・緑地の整備方針に基づく優先整備区域となっています。」 	有
16	3章 24他	<現状> 7行目（O3つ 目）	交通渋滞は、踏切の存在そのものよりも、踏切が遮断することによって、発生するものであるため、文言を修正願います。 「踏切渋滞」→「踏切遮断による交通渋滞」	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を受けまして、以下のとおり修正します。 「踏切渋滞」→「踏切遮断による交通渋滞」 	有
17	3章 30	【施策2】文教都 市にふさわしい子 育て環境の充実	子どもたちの身近な遊び場の確保について、市内における子どもの居場所づくりという点から考えると、中高生も対象になるのではないかと思います。 児童館を例にとってみると、中高生からすれば児童館は小学生のための施設であり利用しづらいという現状があります。児童館に代わる居場所を設けるのか、あるいは、児童館の中に中高生の居場所をつくっていくのか、考え方を含めて、対策を検討する必要があるのではないのでしょうか。既存の児童館の改善を考える上では、小学生とは別に中高生の視点を分けて盛り込んでいただきたいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を受けまして検討した結果、以下のとおり修正及び追記をします。 …「幼児・児童の身近な遊び場の確保、中高生が自由に集い、活動することができる環境の整備、」… 	有
18	3章 30	注釈16（「ユニ バーサルデザイ ン」の語句説明）	「健常者も含めた」という表現については、削除すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 言葉の意味を検討し、ご指摘のとおり「健常者も含めた」を削除します。 	有

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
19	3章 42	①都市計画道路等の整備の推進 4行目	優先整備路線に選定した時点で優先度が高いこと。抽出されなければ、実施しないとも読み取られること（この場合、優先整備路線の定義と違ってしまう）。以上より、「優先度の高い路線を抽出した上」の記載を削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 財政面の理由などから、優先整備路線のすべてを同時期に事業化することは困難です。そのため、その中でも優先度の高い路線を抽出する必要があります。 そのため、原案どおりとします。 	無
20	3章 42他	①都市計画道路等の整備の推進 7行目	計画＝第四次事業化計画と誤解を与える可能性があるため、「改めて計画について検証し」を削除すべき。削除できないのであれば、誤解のない表現とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> 優先整備路線として選定しなかった路線の位置づけは、第四次事業化計画にならった記載をしています。 そのため、原案どおりとします。 	無
21	3章 42	①都市計画道路等の整備の推進 7行目	計画＝第四次事業化計画と誤解を与える可能性があるため、「また、一部の・・・必要に応じて計画の見直しを検討します」を削除すべき。削除できないのであれば、誤解のない表現とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> 第3章のこの項目では、個別の路線の明示はしていません。この記述は第四次事業化計画における見直し候補路線（国立3・4・3）を意識したのですが、具体的な記述は第4章29にしています。 そのため、原案どおりとします。 	無
22	3章 44	図表3-5-4 道路体系の整備方針図	道路名称・通称の表記について、3・3・15号線は中新田立川線、さくら通りは立川青梅線という正式名称がありますが、なぜその名称ではない数値等の名称が使用されているのでしょうか。現状の表記では住民にとって分かりにくいのではないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路は、区分・規模・通し番号の数字（番号）、起終点等の名称を組み合わせたものが正式名称です。通常は、数字（番号）のみの呼称としていますが、市の通称名があるものは、それになっていません。 	無
23	3章 52	【施策2】水害に強いまちづくりの推進	水害への対応という点について、改訂後、市民への情報提供という文言がなくなっていますが、その考え方を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 文言の整理をする中で表現をしましたが、必要性があるため、「市民へ都市型水害の発生状況などの情報提供をおこないます。」と追記します。 	有

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
24	3章 53	【施策3】自助・共助に支えられた防災体制の充実	<p>「地域住民が活用できる消火・救助・救急資機材等」の後に、「及び、発災後も避難所等におけるエネルギー・通信の確保を可能とする設備」を加えることを提案いたします。</p> <p><理由> 災害時の地域避難所においては、食糧等の物資、照明、暖房、調理のためのエネルギー、情報収集のための通信等の確保は欠かす事ができないと考えます。また、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成26年12月東京都）の「第4-I-4 都防災に関する主要な都市計画の方針」において、発災後の電力供給の安定化に向けた取組の推進がうたわれています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、発災後の避難所等におけるエネルギー・通信の確保は必要性があると認識します。市の取組について検討を行った結果、意見を反映します。 	有
25	4章 1	図表4-1 【参考】図表 各地区の人口	人口最新（H30.1.1）の反映及び修正。	<ul style="list-style-type: none"> 人口データの把握ができるため、修正します。 	有
26	4章 7他	図表4-1-2 北地域のまちづくりの方針図	(沿道緑化の不整合) 3-21項で示す位置と不整合があるのではないかと？ 3-21項で示す通り、道路沿道の緑化には取り組んでいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 不整合を是正するため、図を修正します。 	有
27	4章 7	図表4-1-2 北地域のまちづくりの方針図	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、国分寺都市計画道路3・4・7号線は市施行の優先整備路線に位置付けております。 他の隣接市の都市計画道路に関する記載内容との整合性からも、国分寺都市計画道路3・4・7号線に記述されている、「都市計画道路の整備要望」については、削除いただきますよう、お願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺都市計画道路に対する「都市計画道路の整備要望」は、国立市の都市マス策定当初から施策及び方針図に掲載をしているものです。国立市の立場では、国立3・4・8号線と連続する立川及び国分寺市の都市計画道路の整備要望をしてきた経緯もあり、方針図に掲載していきたい考えです。 	無

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
28	4章 11	①ア. 玄関口にふさわしい商業地の形成	文化芸術条例の趣旨を、都市マスにも反映すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘をうけまして、…「文化・交流機能等」…を、…「文化芸術・交流機能等」…に言い換えます。 	有
29	4章 17	<現状> 10行目（03つ目）	（都営矢川アパート関係の記述） 建替え事業のみが原因で市施設が取り壊されるという印象を受けるので、削除願います。 所有地の取扱いに関して、誤解が生じないよう表現を修正願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現について検討した結果、以下のとおり修正します。 「現在、矢川駅の近くに位置する都営矢川北アパートでは、建物の経年変化に伴い、東京都による建替え事業が進められています。国立市では建替え事業によって生じる所有地を利用し、公共施設整備を進めています。」 	有
30	4章 17	<現状> 16行目（05つ目）	富士見台ビジョンの策定に関しての時点修正をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のとおり時点修正します。 「このような状況を踏まえ、国立市では、富士見台地域全体のまちづくりを検討するため、庁内検討会の設置、市民参加のワークショップ、パブリックコメントの実施など、様々な検討を重ね、今後のまちづくりの方向性を示す「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を平成30（2018）年2月に策定しました。」 	有
31	4章 19	①ア. 都市基盤の整備充実による…住宅地の形成 2行目	都施行部も「推進」としており、ふさわしくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・通し番号3の整理の仕方にならない、文章を、「都市計画道路3・4・5号線及び3・3・15号線の整備を促進し、また、矢川上公園などの都市施設の整備を推進することにより、」とします。 	有

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
32	4章 20	③地域西側の市街地整備	平成26年8月に策定した「国立市南部地域整備基本計画」と整合させた記載とすべき。 現行都市マスには「区画整理事業の見直しを視野に入れ、地区計画等の制度の活用～」と記述されていたが、その記述が削除され「あらためて基盤整備の方向性を検討する。」となっており、検討が後退しているように取れる。	<ul style="list-style-type: none"> 表現について検討した結果、以下のとおり修正します。「…あらためて土地区画整理事業の見直しを含めて基盤整備の方向性を検討し、これに基づき地区計画等の制度を活用したまちづくりの検討を進めます。」とします。 	有
33	4章 20	①都市公園の整備充実 2行目	2行目の「方向性の検討結果」、減らすこともありうるので、“全面的な”を削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 表現について検討した結果、以下のとおり修正します。 …「全面的な供用を推進します。」を、 …「整備を推進します。」に言い換えます。 	有
34	4章 20	①都市計画道路の整備の推進 1行目	都市間が、交通の円滑化、防災機能の向上の両方にかかっているように見えるため、表現を修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 表現について検討した結果、以下のとおり修正します。「都市間交通の円滑化や道路の防災機能の向上を…」とします。 	有
35	4章 21	⑤広域避難場所等の機能の充実	広域避難場所の機能の充実を実現するためには、避難路の安全性の確保だけでなく、物資の輸送等の取り組み等も合わせて行う必要があるため、追記すべき。 例：広域避難場所に指定されている公園等に至る避難路の安全性の確保や緊急輸送道路の整備に努めるとともに、・・・	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘をうけまして、 …安全性の確保「や緊急輸送道路の整備に努める」…と追記します。 	有

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版（原案）に係る意見等対応表

通し 番号	該当箇所		意見内容	対応内容	反映 の有無
	ページ	該当			
36	4章 28	①矢川の保全	<p>矢川の保全のためには、周辺地域のまちづくりでの配慮も記載すべき。</p> <p>例：矢川周辺で民間等によるまちづくりが行われる場合には、周辺の自然環境に配慮した整備を誘導していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(P4-27)(1)土地利用の方針①緑豊かな住宅地の形成において、3行目「崖線や矢川等に影響する宅地開発や土地区画整理事業の区域では、崖線の樹木や湧水群を一体的に保全し、良好な住宅地となるよう整備、誘導を図ります。」としています。 ・重複する記述にもなるため、原案どおりとします。 	無
37	4章 29	①都市計画道路の整備 1行目～	<p>主語、述語の関係を明確に事業化だけでは、交通ネットワークは充実しないため、修正が必要。</p> <p>甲州街道の2車線化は、周辺道路の整備が進み、交通の転換が図られることが必要。</p> <p>上記を考慮した記載とすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現について検討した結果、以下のとおり修正します。 「都市計画道路3・4・5号線（さくら通り）西側部分、3・4・14号線、3・3・2号線及び3・3・15号線の整備を着実に進め、地域の環境や景観に配慮し、市民生活の利便性や安全性の向上を図ります。 また、関係機関と連携・協力し、甲州街道の2車線化による歩道拡幅を目指します。」 	有
38	4章 29	②歩行者、自転車利用に配慮した整備 5行目	<p>現在、構造形式について検討している段階であるので、高架化又は地下化については決まっておらず、誤解を与える表現は修正願います。</p> <p>「高架化等」→「連続立体交差事業の促進等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現について検討した結果、以下のとおり修正します。 「高架化等」→「連続立体交差事業の促進等」 	有
39	4章 33	図表4-4-2 南部地域のまちづくりの方針図	<p>第四次事業化計画と呼称をあわせ、</p> <p>「見直し区間」→「見直し候補路線」とすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現について検討した結果、以下のとおり修正します。 「見直し区間」→「見直し候補路線（区間）」 	有